

山口市スポーツ少年団本部夢と魅力拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市スポーツ少年団本部の登録団体（以下「スポ少単位団」という。）が実施する夢と魅力拡大事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 山口市スポーツ少年団本部（以下「市スポ少本部」という。）は、毎年度、予算の範囲内において、スポ少単位団が実施する夢と魅力拡大事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付対象となる事業、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、総事業費から寄付金やその他の収入額を控除した額、補助対象事業費支出額及び補助基準額のうち、いずれか低い額に補助率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 スポ少単位団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて山口市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収入支出予算書（別記第4号様式）
- (3) その他本部長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 本部長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨をスポ少単位団に通知するものとする。

2 本部長は、前項の補助金の交付の決定に際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けたスポ少単位団（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、廃止し、又は内容の変更をしようとする場合には、変更交付申請書（別記第4号様式）を本部長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、補助事業の内容の変更により、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合とする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて本部長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記第6号様式)

(2) 収入支出決算書(又は見込書)(別記第3号様式)

(3) その他本部長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第8条 本部長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記第7号様式)を本部長に提出しなければならない。

(概算払い)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第5条の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

(報告及び検査)

第11条 本部長は、必要があると認められるときは、補助事業者に対して報告を求め若しくは補助事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員に対して実地に調査をさせることができる。

(交付決定の取り消し及び返還)

第12条 本部長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 本部長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて返還させるものとする。

3 本部長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

(別 表)

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
スポ少単位団や種目の魅力を高め、子ども達のスポーツに対する夢を育むことを目指して作成された計画に基づき実施される新たな取組	事業実施に必要な 報償費、旅費 需用費、役務費 使用料等	本部長が認める額	1 / 2以内 (3万円を限度とする)